R02.02.26　大阪府教育庁私学課

学校における新型コロナウイルス感染症り患者発生時の対応　[第５版]

※本フロー図は、現時点での情報を参考に作成されたものであり、今後新たな情報が入ったり状況の変化があった場合には、変更が生じることもあります。

新型コロナウイルス感染症り患者（疑い含む ※Ⅰ）の発生を確認（児童生徒・教職員）

学校の対応

関係機関へ迅速に連絡

□ 私学課へ連絡

◆ 学校における対策（全般）についての支援
- ・り患者発生時の対応　・配付文書への助言
- ・臨時休業に関する対応　…等

連携

り患者のプライバシー保護及び人権的配慮に努める

◆ 保健所、学校医、教育庁と連携した適切な対応を実施

● 感染拡大予防対策の実施

○ 保健所の指示のもと実施
- ・情報の収集 … り患者の学校での活動や、症状の出現状況等
- ・接触者のリストアップ
- ・在校児童生徒等及びその保護者への情報提供
- ・登校前の健康観察等に対する協力依頼等の文書の配付
- ・在校児童生徒等に発熱や風邪などの症状がみられた場合には、速やかに医療機関へつなげるなど、適切な処置を講じる。

＊ 症状のある教職員の出勤については、保健所へ相談のうえ対応

○ 学校医及び保健所の助言のもと実施
- ・在校児童生徒等に対して健康観察を実施する
- ・在校児童生徒等に対する感染症拡大予防に関する啓発（健康管理に関する保健教育等）を行う
- ・必要に応じて出席停止等の措置を行う

○ 保健所や教育庁と連携し実施
- ・必要に応じて臨時休業の措置を行う

● 対応窓口の一本化
- ・保健所及び教育庁と情報開示内容等について打合せを実施　… 等

連携

□ 学校医へ連絡

◆ 健康観察や出席停止等についての指導助言
- ・出席停止について　[学校保健安全法第19条]（※３）
  当該疾患にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等がある時は政令で定めるところにより、出席を停止することが出来る。

連携

□ 学校所在地の保健所（大阪府、中核市）又は保健センター（大阪市、堺市）へ連絡

◆ 主に感染拡大予防について指示・助言
- ・健康観察期間　・感染拡大予防対策
- ・新型コロナウイルスに関する専門的な情報

連携

健康観察期間

健康観察期間の終了（※２）

※Ⅰ　医療機関にて検査結果待ち等、確定していない段階のこと。
ただし、まだ医療機関を受診していなくても、以下のいずれかに該当する者も疑いに含めることとする。
この場合は、専門の帰国者・接触者外来を受診することとなった段階で関係機関へ連絡をすること。

A 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が４日以上続いている方。（解熱剤を飲み続けている期間を含む）
B 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が２日程度続く場合

○ 上記、Ａ、Ｂいずれかの条件に該当する場合は、学校を休み、速やかに「保護者等から最寄りの帰国者・接触者相談センターに電話相談していただく」よう指導をおこなうこと。
また、センターでの相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのあるされた場合は、他の人との接触（公共交通機関の利用等）を避けマスクを着用し受診するよう指導を行うこと。　（児童生徒等への対応については、【別紙２】を参照）

※２　健康観察期間等は保健所の指示に従う。

※３　出席停止の基準：学校保健安全法施行規則第19条 第1項、第4項、第5項、第6項に記載
①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
②風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
③強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

◆ なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、現時点での対応方針や情報に基づき、子どもたちに不利益の無いようご対応願います。